

## 京丹後市議会基本条例（解説付き）

平成 19 年 12 月 21 日

条 例 第 5 5 号

## 目次

## 前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 市民と議会の関係（第 5 条）

第 3 章 市長等執行機関と議会及び議員の関係（第 6 条－第 9 条）

第 4 章 討論の拡大及び政策討論会議（第 10 条・第 10 条の 2）

第 5 章 委員会の活動（第 11 条）

第 6 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 12 条－第 15 条）

第 7 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 16 条－第 18 条）

第 8 章 最高規範性に見直し手続（第 19 条－第 21 条）

## 附則

京丹後市議会（以下「議会」という。）は、京丹後市長（以下「市長」という。）とともに、二つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして京丹後市民（以下「市民」という。）の意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高め、京丹後市の最高規範である京丹後市まちづくり基本条例（平成 19 年京丹後市条例第 54 号）における市議会の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上はもとより、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた京丹後市議会議員（以下「議員」という。）により構成される多人数による合議制の機関であり、地方分権一括法の施行以降、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日にあって、議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則等をこの条例に定めるものである。あわせて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が定める概括的な規定の遵守とともに、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な市民参加の推進、議員間の自由討議の展開、市長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について定めることにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に身近な信頼される議会を目指し、市民との協働のもと、京丹後市のまちづくりを推進するものである。

## 第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもとに住民自治を推進することを原則とした、自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

『解説』

この条例は、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現を目的に、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本事項を定めるものです。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努めることにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営にかかわる条例、規則、申し合わせ事項を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

5 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。

『解説』

1 議会は、市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることを定めています。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組むことを定めています。

3 議会の情報公開と説明責任を定めています。

4 市民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。

5 市民の議会への関心が高まるような議会運営に努めることを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上のため活動するものとする。

『解説』

1 多様な市民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。

2 議員が、市政全般の課題と市民の意見等を把握し、自ら資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。

3 議員は、議会を構成する一員として市民全体のために活動することを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会を開催するものとする。

『解説』

1 合議機関である議会において、議員は議員集団として活動ができることを定めています。

2 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、活動することを定めています。

3 会派間での合意形成に努めることを定めています。

4 会派代表者会の開催手続きを定めています。

## 第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第5条 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。
- 2 議会は、会期中又は閉会中を問わず、市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。
  - 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
  - 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、提案者の説明、意見を聴く機会を設けなければならない。
  - 5 議会は、定例会閉会后に、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会等を開催しなければならない。

### 『解説』

- 1 本会議、委員会の原則公開、議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。
- 2 市民との意見交換の場を設けることを定めています。
- 3 法律の制度を活用し、市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。
- 4 請願・陳情を市民の政策提言と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。
- 5 議案等の審議の経過等について市民への報告と、市民との意見交換を行う議会報告会等について定めています。

## 第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(緊張感の保持)

- 第6条 議会審議において、議員と市長等執行機関の長は、緊張感の保持に努めなければならない。

- 2 議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- 3 市長等執行機関の長は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て反問することができる。

『解説』

- 1 議会審議における議員と市長等執行機関との緊張感の保持について、定めています。
- 2 論点、争点を明確にするため代表質問・一般質問の質問方法を定めています。
- 3 議員の質問等に対して論点、争点を明確にするため、議長の許可により市長等は、逆質問ができることを定めています。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
  - (2) 提案に至るまでの経緯
  - (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
  - (4) 京丹後市総合計画との整合性
  - (5) 財源措置
  - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

『解説』

- 1 政策水準を高める議論を行うため、6項目の情報提供に努めるよう市長に求めることを定めています。
- 2 議会は、市長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

『解説』

市長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう市長に求めることを定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第9条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 京丹後市まちづくり基本条例第3条第2項に規定する基本構想及び基本計画に関すること
- (2) 前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する事（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、議会が必要と認める別に定めるもの
- (3) 市が他団体と結ぶ協定等のうち、予算を伴うもの及び特に議会が必要と認めるもの

『解説』

市政全般にわたる重要な計画等について、議会と市長等執行機関が市民に対する責任をともに担うことにより、計画的で市民の視点に立った透明性の高い市行政を推進することを定めています。

#### 第4章 討論の拡大及び政策討論会議

(議員間討議の拡大)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。

『解説』

- 1 議会は、討論の場であることの確認、議員間の討議を中心に運営に努めることを定めています。
- 2 議会は、本会議・委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に努めること、市民に対し経過及び結果の説明責任を果たすことを定めています。

(政策討論会議)

第10条の2 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策討論会議を開催することができる。

2 政策討論会議に関して必要な事項は、別に定める。

『解説』

- 1 議員間で政策討論を行い政策提言を行っていく政策討論会議を開催できることを定めています。
- 2 政策討論会議は、別に規程を設けることとします。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第11条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

2 委員会は、市民に審査の経過等を説明するとともに、委員会が所管する事務等につい

て、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

『解説』

- 1 新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、市民にわかりやく対応することを定めています。
- 2 委員会は積極的に懇談会等を開催し、市民との意見交換を行うことを定めています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策提言及び政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。
- 3 議員は、資質並びに政策提言及び政策立案等の能力の向上のため、研修及び調査研究に努める。

『解説』

- 1 議員の政策提言及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを定めています。
- 2 研修の充実強化に当たり、専門家、市民等との研修会について定めています。
- 3 議員の資質並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、研修及び調査研究について定めています。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

『解説』

議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、事務局機能



の充実強化について定めています。

(議会図書室の設置、公開)

第14条 議会に、議員の調査研究に資するため議会図書室(以下「図書室」という。)を設置し、図書の充実に努めるものとする。

2 図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

『解説』

議会図書室の充実を図り、広く活用を目指すことを定めています。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための議会広報活動に努めるものとする。

『解説』

1 議会は、市政の重要な情報を議会独自の視点から市民に周知することを定めています。

2 情報技術の発達を踏まえた広報の充実について定めています。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第16条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。なお、議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範とし、遵守しなければならない。

『解説』

議員の政治倫理は、別の条例で定め、条例を規範として遵守することを定めています。

(議員定数)

第17条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

『解説』

- 1 議員定数は、別の条例で定めることとしています。
- 2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めています。

(議員報酬)

第18条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

『解説』

- 1 議員報酬は、別の条例で定めることとしています。
- 2 報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取することを定めています。

## 第8章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等（以下「議会関係条例等」という。）を

制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

『解説』

- 1 議会基本条例は、京丹後市議会における最高規範であることを定めています。
- 2 一般選挙後の条例の研修について定めています。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

『解説』

条例の理念、原則に基づき、議会が市民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

(見直し手続)

- 第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。
- 2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

『解説』

条例の検証と対応を定めています。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月29日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月1日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体(以下「自治体」という。)は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。
- 5 会派の代表者の会議に関し必要な事項は、別に定める。

(平23条例9・一部改正)

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるとともに、審議等に必要がある場合は当該請願者及び陳情者の意見を聴くものとする。

5 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

6 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。

7 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

(平23条例9、平24条例49・一部改正)

(広報広聴委員会)

第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(平23条例9・一部改正)

(附属機関の設置)

第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(議決責任等)

第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

(議決事件)

第8条の2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止

(平27条例1・追加)

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

(議員間の討議による合意形成)

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(政策討論会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策及び討議して、共通認識及び合意形成を図り、もって

政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

(平23条例9・一部改正)

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

(議会による研修)

第15条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議員による研修及び調査研究)

第16条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(議会図書室)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例(平成20年会津若松市条例第20号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(政務活動費)

第20条 会派の代表者は、会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年会津若松市条例第1号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その用途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務活動費の収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

(平24条例49・一部改正)

(予算の確保)

第21条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(継続的な検討)

第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第49号)

この条例中第5条第3項の改正規定は公布の日から、第20条の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。